【日本人との間の実子を同伴して渡航するフィリピン人親の査証】

2025年4月

A. <u>該当するケース</u>

フィリピン人親が、日本人との間の実子(20歳未満)を単独で監護・養育しており、以下のいずれかの目的のため当該実子を同伴して渡航する場合(注)

- 1) 実子を日本で扶養するため(長期滞在希望)
- 2) 将来、実子を日本で扶養する準備・下見のため(短期滞在希望)
- 3) 日本人親の所在確認、認知・親権・養育費支払い等の協議のため(短期滞在希望)
- (注)現在、日本人親から生活上の支援を受けている場合を除きます。その他の詳細な条件については、当館 に直接お尋ねください。
- B. 提出書類(各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)

※は当館 HP でダウンロード可

(1)申請人に係る書類

- ① パスポート (要署名)
- ② パスポート写し(身分事項ページのみ)
- ③ 査証申請書※(4.5×3.5cmの顔写真を貼付)
- ④ 出生証明書(PSAで1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表(フィリピン教育省:指定様式 137)
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書
- ⑤ 婚姻証明書(既婚者の場合。PSAで1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の婚姻歴証明書(下記⑦)
- ⑥ 委仟状 (PSA への照会用)
- ⑦ 婚姻歴証明書(PSAで1年以内に発行されたもの)
- ⑧ 日本人親の戸籍謄本(申請人との婚姻・離婚歴や実子の認知等の記載がある場合)
- ⑤ 日本の出入国印のある旅券の写し(過去に訪日歴がある場合)
- (10) 滞在予定表※(短期滞在を希望する場合)
- ① 在職証明書(有職の場合)

【渡航費・滞在費を自己負担する場合】

- (12) 預金残高証明書
- (13) 納税証明書(フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)

【実子と共に日本での定住を希望する場合】

- (4) 雇用予定証明書、会社案内等(日本での就労先が内定している場合)
 - 企業の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記
- (5) 日本での滞在先・居住予定先に係る資料(日本での居住先が決まっている場合)

• 所在地、名義人、同居人等を明記

(2) 実子に係る書類

- ① パスポート (要署名。日本旅券を有する場合はその写しで可)
- ② パスポート写し(身分事項ページのみ)
- ③ 査証申請書※(4.5×3.5cmの顔写真を貼付。日本旅券を有する場合は不要)
- ④ 出生証明書(上記(1)④参照)
- ⑤ 在学/卒業証明書(フィリピンで通学している/いた場合)
- ⑥ 入学許可書(日本における就学先が内定している場合)
 - ・学校の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記

(3) 身元保証人又は支援団体等に関する書類

- <u>あなたを日本で働かせ、その収益を搾取しようと企んで身元保証を持ちかける悪質な</u>ブローカーや人身取引を行う犯罪組織がありますので、十分に注意してください。
 - ① 招へい理由書※
 - ② 身元保証書※
 - ③ 招へい人/身元保証人の在職証明書(有職の場合。自営業の場合は登記簿謄本等)

【身元保証人が申請人の渡航費・滞在費を支弁する場合】 (以下のいずれか一点以上)

- ④ 所得証明書(市区町村役場発行)
- ⑤ 課税証明書(市区町村役場発行。総所得の記載のあるもの)
- ⑥ 預金残高証明書
- ⑦ 納税証明書(税務署発行。様式その2)

【招へい人/身元保証人が申請人の在日親族である場合】

⑧ 親族関係を証明する書類

【招へい人/身元保証人にフィリピン渡航歴がある場合】

9 当時の出入国印のある旅券の写し

【申請人がNGO/企業等の支援を受けている場合】

- ⑩ 当該団体/企業の登録・登記に係る公文書、事業概要・実績が分かる資料
- ① フィリピン側団体と日本側団体の関係を説明する資料

【招へい人/身元保証人や支援団体を申請人に紹介した仲介者がいる場合】

② 仲介者の身分事項等がわかる資料(住民票、旅券又は在留カード等の写し)

【フィリピンの支援団体等が申請人の渡航費・滞在費を支弁する場合】

- ③ フィリピン証券取引所(SEC)登録証
- (4) フィリピン社会福祉省(DSWD)登録証

C. 申請に当たっての留意事項

(1)原則として、申請人が当館窓口で直接申請することになりますが、JVAC を通じて申請を行うことも可能です(当館HPの「JVAC」をご覧ください。)。

- (2) 申請人との面接、日本の外務省及び出入国在留管理庁への照会等のため、審査に3か月程度を要する場合があります(申請時に上記書類が揃っていない場合、更に期間を要することもあります。)。よって、申請は十分な時間的余裕をもって行ってください。
- (3)審査の必要に応じて、当館から上記以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内を受けてから3か月以内に提出がなされない場合、審査を終止し、旅券を返却します。